

岡崎文化・交流地区地区計画

【区域の整備・開発及び保全に関する方針】

○地区計画の目標

当地区は、明治維新後の京都の活性化を図るための近代化事業として琵琶湖疏水が建設されるとともに、平安遷都1100年の記念事業として内国勸業博覧会が行われた地区であり、同事業により創建された平安神宮をはじめ、内国勸業博覧会の跡地には、美術館や京都会館、動物園、図書館などの多彩な文化交流施設が建設され、現在は、京都最大の文化ゾーンが形成されています。

さらに、当地区は、都心部と東山の山麓の間に位置しており、東山を背景として、優れたデザインの近代建築物群と岡崎公園の緑や琵琶湖疏水などの広々としたオープンスペースで構成されたスケールの大きい都市空間を形成しており、優れた都市景観・環境を有する地区です。

このような当地区に地区計画を定めることにより、優れた都市景観・環境を将来に保全継承するとともに、文化・交流ゾーンとしての機能強化、更なる賑わいの創出を図ります。

○地区施設の整備方針

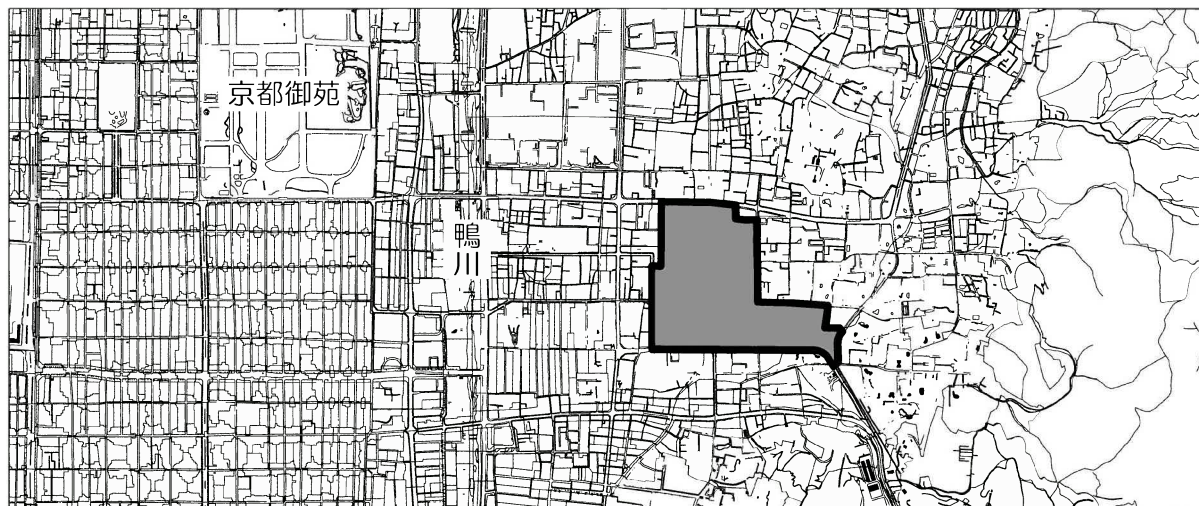
地区施設として公共空地を定めることにより、将来にわたって、建物が建つことのないオープンスペースとして確保します。

○建築物等の整備方針

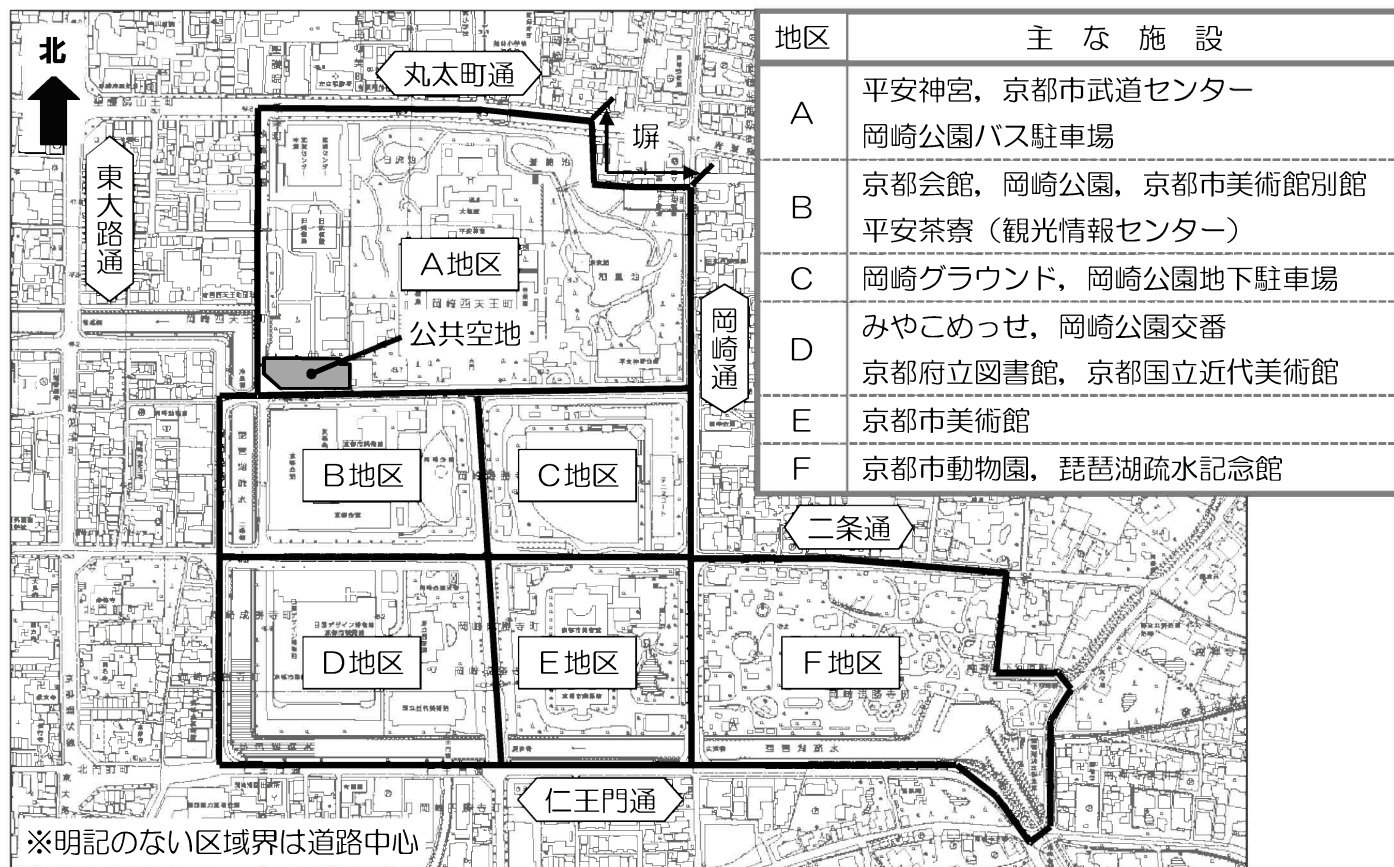
建築物等の用途の制限を定めることにより、様々な文化交流施設が集積した当地区にふさわしい賑わいの創出を図ります。

また、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることにより、優れた都市景観を構成する既存の近代建築物や広々とした空間的魅力の将来への保全継承を図るとともに、琵琶湖疏水や東山と調和した自然豊かな景観の形成を図ります。

【地区計画 位置図】



【地区計画及び地区整備計画 区域図】



【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限 ※全地区対象

次に掲げる建築物は，建築することができません。

- ・住宅（A地区については，その敷地が冷泉通に接するものに限ります。）
- ・共同住宅，寄宿舍又は下宿（A地区については，その敷地が冷泉通に接するものに限ります。）
- ・老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- ・公衆浴場 ・病院 ・老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの
- ・自動車教習所
- ・ボーリング場，スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場及びバッティング練習場
- ・マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- ・カラオケボックスその他これに類するもの
- ・建築物に附属する自動車庫で，地上の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの

○建築物の敷地面積の最低限度 ※C地区を除く

建築物を建築する際の敷地面積の最低限度を，4，000平方メートル（建築物の高さが15メートル以下の場合は，500平方メートル）とします。

○壁面の位置の制限 ※全地区対象

地区ごとに、以下のとおりとします。

地区	壁 面 の 位 置 の 制 限
A	冷泉通から4メートル
B	冷泉通から4メートル，神宮道・二条通から15メートル，琵琶湖疏水から10メートル
C	冷泉通・岡崎通から4メートル，神宮道から15メートル，二条通から10メートル
D	神宮道・琵琶湖疏水から10メートル，二条通から15メートル
E	神宮道・二条通から10メートル，岡崎通・琵琶湖疏水から4メートル
F	岡崎通から4メートル

※ ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

- ・ 巡査派出所，公衆便所，地下駐車場の出入口の上屋等
- ・ 賑わい施設の部分（地上1階までのものに限ります。）で，道路及び琵琶湖疏水から4メートル以上後退しており，道路又は琵琶湖疏水に面する外壁の長さが，道路又は琵琶湖疏水に接する敷地の長さの5分の1以下であるもの

○建築物等の高さの最高限度 ※A，C及びF地区を除く

地区ごとに、以下のとおりとします。なお、以下に定めのない範囲（A，C及びF地区）については，高度地区の制限（15m第1種又は15m第2種）によります。

地区	対 象 範 囲	高さの最高限度
B	① 二条通から北に50メートル，冷泉通から南に4メートル及び琵琶湖疏水から東に10メートルから80メートルまでに囲まれた範囲	31メートル
	② 二条通から北に30メートル，冷泉通から南に4メートル及び琵琶湖疏水から東に10メートルから125メートルまでに囲まれた範囲（ただし①を除く）	20メートル
	③ ①②以外の範囲	15メートル
D	① 神宮道から西に10メートルから85メートルまで及び南側の琵琶湖疏水から北に10メートルから45メートルまでに囲まれた範囲	25メートル
	② 神宮道から西に20メートル，二条通から南に25メートル，西側の琵琶湖疏水から東に10メートル及び南側の琵琶湖疏水から北に25メートルに囲まれた範囲（ただし①を除く）	20メートル
	③ ①②以外の範囲	15メートル
E	① 神宮道から東に25メートル，二条通から南に20メートル，岡崎通から西に65メートル及び琵琶湖疏水から北に20メートルに囲まれた範囲	25メートル
	② ①以外の範囲	15メートル

※ ただし、高さの最高限度を15メートルとしている区域において，高さの最高限度を20メートル以上としている区域内の建築物の部分から延長して設ける軒・庇については，この限りではありません。

○建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 ※C地区を除く

地区ごとの特性や中心となる建築物を踏まえて、以下のとおりとします。

地区	形態又は色彩その他意匠の制限
A	文化財に指定された平安神宮や武徳殿の歴史性と趣のある建築物と樹木が一体となった風致と調和すること。
B	京都会館の近代性と伝統の融合を感じさせる風格と魅力ある建築物と調和すること。
D	京都府立図書館, 国立近代美術館, みやこめっせの現代的な魅力ある建築物と調和すること。
E	京都市美術館の近代の重厚な佇まいによる風格と落ち着きある建築物と調和すること。
F	当該地区周辺の建築物や動物の展示空間に配慮しつつ, 疏水沿いや動物園内の緑豊かな風致と調和すること。

※ 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見える位置にエアコンディショナーの室外機、給湯器その他これらに類する建築設備を設ける場合にあっては、当該建築設備の前面に格子その他の目隠しを設け、又は当該建築設備の色彩を外壁その他の背景となるものの色彩に合わせることをその他の方法により建築物と調和するよう配慮されていること。

【お問い合わせ先】

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL：075-222-3505

FAX：075-222-3472

